

令和4年第4回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和4年5月20日（金曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	5月20日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	5月20日 10時48分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	内間 常喜 君	総務課長	西江 忍 君
	建設課長	知念 利次 君	住民課長	平敷 兼清 君
	教育行政課長	万寿 祥久 君	堆肥センター長	照屋 直輝 君
	農林水産課長補佐	知念 浩司 君	総務課長補佐	古堅 裕喜 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第4回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年5月20日（金）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（9番 内田竹保議員・10番 名嘉 實議員）
第2		会期の決定
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	報告第9号	伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（土木）の専決処分の報告について
第6	承認第1号	専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第7	承認第2号	専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第8	議案第35号	自走式攪拌機購入業務の契約について
第9	議案第36号	原料回収車等購入業務の契約について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和4年第4回伊江村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 内田竹保議員、10番 名嘉 實議員を指名します。

日程第2 会期の決定について議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

私の主な出張等について、報告をします。

4月18日、沖縄県離島振興市町村議会議長会会長として、沖縄振興特別措置法成立に伴い、西銘恒三郎内閣府特命担当大臣へお礼してまいりました。

4月22日、県町村議会議長会定例理事会が自治会館で行われ出席しました。同日、沖縄振興拡大会議が県立武道館で行われ出席しました。

4月28日、もとぶ文化交流センター落成式が行われ出席しました。

5月6日、友寄祐吉氏の令和4年春の叙勲(旭日双光章)伝達表彰式が県庁で行われ、10日議長室において受賞報告がありました。誠にありがとうございます。

5月15日、沖縄本土復帰50周年記念式典が沖縄コンベンションセンターで開催され出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

令和4年第4回の伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員に出席を賜りました。心から感謝を申し上げます。

それでは、行政報告を行います。1点目、令和3年、4年期のさとうきびの実績報告についてでございます。令和3年、4年期の沖縄県農業協同組合伊江支店の製糖事業は、製糖期間が令和3年12月10日から、令和4年4月11日までの123日間の操業日数で、収穫面積が80.48ヘクタール、生産量が5,647トン410キログラム、反収で7トン17キログラムの実績と報告を受けております。今季は反収及び生産量ともに、昨年度を上回る実績となっております。なお、今期製糖実績を資料として配布をしてありますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に2点目、F35Bステルス戦闘機の夜間飛行訓練停止の要請について、報告をいたします。令和4年4月4日から4月7日にかけて、F35Bステルス戦闘機による訓練が連日連夜実施されたことから4月13日、沖縄防衛局小野局長を訪ねF35Bステルス戦闘機の夜間、8時以降の飛行訓練を米軍に控えるよう口頭で申し入れを行いました。また、真謝、西崎住民への村独自による防音工事に対し、国による財政面での支援をいただくよう申し入れも併せて行っております。

3点目、友寄祐吉氏、春の叙勲(旭日双光章)の受賞報告についてであります。村議会議員8期32年、うち議長2期務められ、円滑な議会運営や村民の福祉向上並びに村政の発展に御尽力を賜りました友寄祐吉氏が、令和4年春の叙勲(旭日双光章)の受賞を受け、5月10日に受賞報告のため、来庁をされております。

このたびの榮譽ある叙勲に心からお祝いとお喜びを申し上げ、引き続き社会福祉の向上並びに村政の発展に向け、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

4点目、村内における新型コロナウイルス感染状況について、報告をいたします。沖縄県では4月29日から5月22日の間、感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間になりましたが、県内ではゴールデンウィーク期間中に、人と人との接触が増えたことや、オミクロン株の感染力が強いとされるB.A. 2への置き換わりが進んだことにより、1日当たりの感染者数が2,000人を超え、感染拡大につながったものと思われます。村内でも4月は子どもを含む家庭内感染が多く見られ50人の感染が確認されております。5月には、ゴールデンウィーク中には、家族、親戚、友人との交流を通して、感染拡大に至ったと推測され、5月はこれまで89人の感染が確認をされております。老人ホームいえしまにおいて、5月8日に職員の感染が確認され、入所者12人の陽性者が出ております。3人は村内医療機関、9人は施設内での療養を今、続けているところでございます。村内の感染者には幸い、重症化に至った方はおりませんが、療養中の方や御家族の皆様には、1日も早い御回復をお祈り申し上げる次第であります。村民皆様には基本的な感染対策の徹底をしながら、社会経済活動をお願いしたいと思います。なお、感染状況について、資料を配付してありますので、後ほど御覧いただければと思います。

5点目、B&G海洋センター、10年連続特A表彰受賞について、報告をいたします。B&G財団では、海洋センターの運営状況を把握と、活動支援を目的に平成15年度から基準表に基づき利用人数、事業開催状況、施設の維持管理などを定量的に確認し、6段階に評価する海洋センター評価を行っているところであります。本村は平成23年度から令和2年度の10年間、すぐれた管理運営を行っている海洋センターとして最高位の特A評価をいただき、令和4年5月18日に、B&G財団菅原理事長が本村に訪れ、海洋センター10年連続、特Aの表彰を受賞いたしました。なお、B&G海洋センターは国内に466か所あり、今回の表彰は21か所の海洋センターが表彰を受けているところであります。

6点目、建設事業執行状況報告についてであります。令和4年3月29日臨時会以降の建設事業の執行状況は、配付をしました資料のとおり、備品購入2件を執行いたしましたので、報告をさせていただきます。

7点目、私の県外出張について、報告をいたします。4月18日から19日にかけて、北部振興事業に関するお礼及び要請として、18日に西銘沖縄担当大臣を表敬し、19日に菅義偉沖縄振興調査会特別顧問、同じ日に小淵優子沖縄振興調査会副会長を訪ね、北部振興事業の継続、満額確保と継続のお礼の要請を行っております。

最後に8点目、私の新型コロナウイルス感染について、報告をさせていただきます。4月28日診療所の抗原検査にて感染が確認され、その後7日間の自宅療養ののち、5月6日に公務復帰をしております。その間、議員各位をはじめ、村民並びに多くの関係者皆様に御心配と御迷惑をおかけしたことを、ここに深い反省とともにお詫びを申し上げます。そして村の新型コロナ感染者対策本部長として先頭になり、感染防止対策への協力、呼びかけ、指揮を執る立場でありながら、そのような事態を招いたことは、大変申し訳なく公務出張中の慎重さを欠いた行動を反省し、責任を強く感じているところであります。今後はこれまでに以上に、健康管理に留意しコロナ感染症防止対策をより丁寧に、より強力に取り組むとともに、村政の着実な運営に向け、職員とともに引き続き全力を傾注してまいりたいと考えております。議員各位はじめ村民並びに関係者の皆様の今後の御理解と御協力、あるいは叱咤激励をお願い申し上げます、お詫びと感染の報告とさせていただきます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5 報告第9号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（土木）の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第9号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（土木）の専決処分の報告については、令和4年3月18日に専決処分した事項について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書をお願いいたします。2. 契約金額、(イ) 変更前の請負金額1億7,050万円。(ロ) 変更による減額契約金額14万1,900円。(ハ) 変更後の請負金額1億7,035万8,100円。

契約の相手方、有限会社玉城建設・株式会社金城鉦山 特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村字東江前202番地、有限会社 玉城建設、代表取締役 知念悦子と契約をいたしております。

なお、今回の改正の主なものにつきましては、体育館の出入り口付近の排水溝工事に係る数量変更のほか、精算による減額改定となっているものでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地政雄君

これで報告第9号は終わりました。

日程第6 承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っております。

その専決処分について、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し承認をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平敷兼清君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の主な改正は、住民税関係では公益社団法人や財団法人に対する寄附金の税額控除制度の終了に伴う改正、固定資産税関係においては、固定資産台帳の記載事項に関する改正、使用エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置や商業地に係る負担調整措置についての改正を行っております。本日お配りしてあります新旧対照表と資料にて、御説明いたします。御準備のほうをお願いいたします。

新旧対照表1ページをお願いいたします。第34条の7第1項第1号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削ります。

内容につきましては、配布資料しております1ページの上段をお願いいたします。公益法人改革前の旧民法第34条の規定により、公益法人として設立されていた法人で新法一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律による一般社団法人、財団法人に移行した法人は、平成26年度から令和3年度までの7年間は寄附金税額控除の対象法人として扱われておりましたが、経過措置の終了に伴い、寄附金控除の対象外となりました。表中段の赤い×印のほうが改正されております。

新旧対照表1ページの下段のほうに戻りまして、第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」、次のページをお願いいたします。同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める改正につきましては、地方税法の改正によって新たに項番号が追加されたことによる引用番号の改正であります。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、同第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加えます。内容につきましては、先ほどの資料1ページの下段を御確認をお願いします。

地方税法におきまして、下段の改正内容の赤字の部分、台帳に記載されている住所により、生命等に危害を及ぼす恐れがあるなど、適当でないと認めるときは、その措置を講じたものを閲覧に供することができるというただし書きが追加されたことによる条例の改正です。いわゆる、ドメスティックバイオレンス被害者等の住所が固定資産課税台帳や各種証明書に含まれている場合には、その住所を非公開にすることができるとした内容であります。

新旧対照表2ページに戻ります。2ページ下段の第10条の3第8項から次の3ページ中段の第10項第6号まで、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、それぞれ改正いたします。内容につきましては、資料をめくっていただきまして2ページをお願いします。2ページの上段②を御確認ください。既存の住宅において、いわゆる省エネ工事といわれる改修工事を行った場合、一定の要件を満たすものについては、改修した住宅に係る固定資産税が1年間、3分の1に相当する額を減額する制度であります。それぞれの各工事の名称に「等」をつけることにより、表右側の設備の取替え工事等も対象となり、要件の拡充を行う改正であります。その他の条項番号の改正につきましては、地方税法施行規則や省令などの改正に伴う条項番号の整備であります。

新旧対照表に戻りまして3ページ、附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加えます。この改正につきましては、資料2ページの下段のほうになります。

土地に係る固定資産税について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地に係る課税標準の上昇幅を評価額の5%から2.5%にするものです。地価が急激に上昇した場合でも、税負担の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を調整するもので、負担調整措置と言われるものです。なお、本村において、規定中の商業地にあたる地域は存在しないため、制度改正による影響はございません。

新旧対照表に戻りまして、最後のページをお願いします。この条例の附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する。とします。

以上で、承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

確認をさせてください。第34条の7のこの寄附税額の控除についてですけれども、伊江村の社会福祉協議会は法人登録はされてないのかな。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

社会福祉協議会は、社会福祉法人というくくりになっていまして、今回の改正の一般の、今回上がっている法人とは別扱いになりまして、社会福祉法人に関してはこれまで通り、寄附金控除が残っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令133号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村国民健康保険税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項により、令和4年3月31日に専決処分を行っております。同条第3項により、議会に承認を求めるものでございます。

なお、今回の改正については、国民健康保険税の課税限度額を見直すことにより、被保険者間の保険税負担の公平性の確保のための改正となっております。

詳細については、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。

先ほど村長からもありましたとおり、令和4年度税制改正大綱の中で、国民健康保険税の課税限度額を見直すことにより、被保険者間の保険税負担の公平性の確保を図ることとし、医療分に係る基礎課税限度額を

「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金に係る課税限度額を「19万円」から「20万円」に引き上げ、高所得者層への一定の負担を設けるものでございます。

先に、新旧対照表にて、改正文の説明をいたします。新旧対照表をお願いいたします。1ページ、第2条第2項ただし書き中「63万円」を「65万円」に改めます。第2項は、国保税の賦課内訳のうち、医療分の基礎課税額の限度額についての改正で2万円の引き上げであります。同条第3項ただし書き中「19万円」を「20万円」に改めます。3項は後期高齢者支援金分についての改正で、1万円分の引き上げです。今回の改正において、介護納付金分については、改正が行われないこととなっております。

第21条は、先ほどの第2条の金額の改正に併せ、それぞれの金額の改正を行っております。保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減を算定する方法を規定しており、それぞれの軽減措置を行ってもなお限度額に達する場合における額をそれぞれ「63万円」から「65万円」、「19万円」から「20万円」へ改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。この条例の附則として第1項で、令和4年4月1日から施行するとし、第2項では、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとします。

それでは本日、お配りしている資料3ページ、表の上段は、改正前後の限度額を示しています。改正後の合計の限度額、一番右側になりますが「99万円」から「102万円」へと3万円の増額となります。下段の表は、限度額を引き上げたことにより影響がある世帯です。令和3年度ベースの課税状況で申し上げますと、8世帯に影響することになります。あくまでも一例となりますけれども、仮に固定資産税割額が発生しない所得割のみの世帯の場合、合計の世帯所得で約1,000万円程度の世帯の所得のある方が、この限度額に達する世帯となります。

以上で、承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第35号 自走式攪拌機購入業務の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第35号 自走式攪拌機購入業務の契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が4,728万9,000円。契約の相手方が、名護市字我部祖河1025-1、株式会社くみき北部営業所、所長 仲井間憲里と契約をしまいたいと考えております。

その名称のとおり、堆肥を製造するときの自走式の攪拌機の購入でございます。業務期間は、令和4年5月30日から、令和5年2月28日までを予定をしているところあります。資料として、全体写真等の資料も配付をしておりますので、御参照をいただきたいと思っております。御審議方、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

これだけ高い機械なので、本体の写真を見てびっくりしているんですが、保証期間というのはあるんでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

堆肥センター所長 照屋直輝君。

○ 堆肥センター所長 照 屋 直 輝 君

保証期間はあります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

何年でしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

堆肥センター所長 照屋直輝君。

○ 堆肥センター所長 照 屋 直 輝 君

保証期間は仕様書のほうにありまして、ただいますみません。忘れておりますので、後ほどお答えしたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

資料によりますと株式会社くみき北部営業所が落札ということになっていますが、くみき伊江農機整備所というのが2番目に低い入札額なんです。わずか19万円の差しかない。この2つの会社の関係は、どういう関係ですか。

それからもう1点は、アフターサービスについてですが、どこが責任を持ちますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

1点目の、それぞれ独立した株式会社くみき北部営業所、そして伊江村にあるくみき伊江農機整備所ということで、独立した会社であると。ただし、取扱いメーカー等については、ほぼ同じだろうと思っておりますが、それぞれ独立した会社であるということについて、御説明をしておきたいと思っております。

落札後の何か故障等があった場合には、それは間違いなく落札をした株式会社くみき北部営業所が、今後のアフターもやっていくということになると思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第35号 自走式攪拌機購入業務の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号 自走式攪拌機購入業務の契約について、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第36号 原料回収車等購入業務の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第36号 原料回収車等購入業務の契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が、1,024万8,180円。契約の相手方が、名護市伊差川913番地、沖縄日野自動車株式会社北部営業所、所長 照屋正広と契約をしていきたいと思っております。

なお、資料として写真も配布しておりますので、御参照いただきたいと思っております。業務期間を令和4年5月30日から令和5年の2月28日を予定をしているところであります。

御審議方、よろしくお祈りを申し上げます。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋義範議員

題名だけど、回収車等となっているけど、ほかにもあるのかな。その辺の説明を、回収車じゃなくて回収車「等」になっているけど。

○ 議長 渡久地政雄君

堆肥センター所長 照屋直輝君。

○ 堆肥センター所長 照屋直輝君

回収車等の「等」なんですけど、回収車と堆肥散布も行うので、事業名のために等がついております。改修だけではなくて散布でも使いますので、そのため事業名としての「等」です。

○ 議長 渡久地政雄君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内間広樹議員

今回の購入契約は、現在使っているものの老朽化による更新なのか。あるいは現在使っているものもそのまま使用するのか。というのが1点と。執行期間が5月30日から来年の2月28日までという、すごい時間がかかる設定されているんですけど、その要因は何ですか。

○ 議長 渡久地政雄君

休憩します。

(休憩時刻10時42分)

再開します。

(再開時刻10時44分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

堆肥センター所長 照屋直輝君。

○ 堆肥センター所長 照 屋 直 輝 君

使える間は使用していきたいと思っております。

期間のほうは、ただいま世界の情勢によりまして、半導体とか、その部分で2月28日までとなっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

これ積載量とか、ちょっと詳細が前にあったと思うんですけども、資料がないもので忘れていたので積載量、それと写真では後ろのテールゲートのところの両サイド下のほうに、バルブの閉めというんですか、栓というんですか。そういったものが加工されてつけられています。それは積載する堆肥が緩い場合とか、水分量が多い場合、そこから漏れが出ないように対する措置で、そういった措置がされているのか。それと積載台の荷台自体、どういった加工されているのか。亜鉛のドブ漬けで焼いているのか。ステン処理がされているのか。それとその二輪駆動なのか、四輪駆動なのか、その辺お願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

堆肥センター所長 照屋直輝君。

○ 堆肥センター所長 照 屋 直 輝 君

まずはじめに積載量なんですが、荷台等2,000キロになっております。バルブのほう、そちらのほうはやはり水分量が多いと、通常ですと走行中、開くおそれがありますので、現に以前開いたことがありますので、そのためのバルブとなっております。また加工のほうは、ステン一式となっております。四輪駆動となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第36号 原料回収車等購入業務の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号 原料回収車等購入業務の契約について、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第4回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻10時48分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員 (9番) 内 田 竹 保

署名議員 (10番) 名 嘉 實